

2019
中間ディスクロージャー誌
2019.4.1-2019.9.30

The Norinchukin Trust & Banking Co.,Ltd.



会社概要

名 称 農中信託銀行株式会社
英 文 名 称 The Norinchukin Trust & Banking Co.,Ltd.
設 立 年 月 日 1995 年 8 月 17 日
本 店 所 在 地 〒101-0047
東京都千代田区内神田一丁目 1 番 12 号
代表電話番号 03-5281-1311
営 業 所 本店のみ
資 本 金 200 億円
株 主 農林中央金庫
(保有株式 400,000 株 保有割合 100%)
会計監査人の名称 EY 新日本有限責任監査法人
U R L <http://www.nochutb.co.jp>

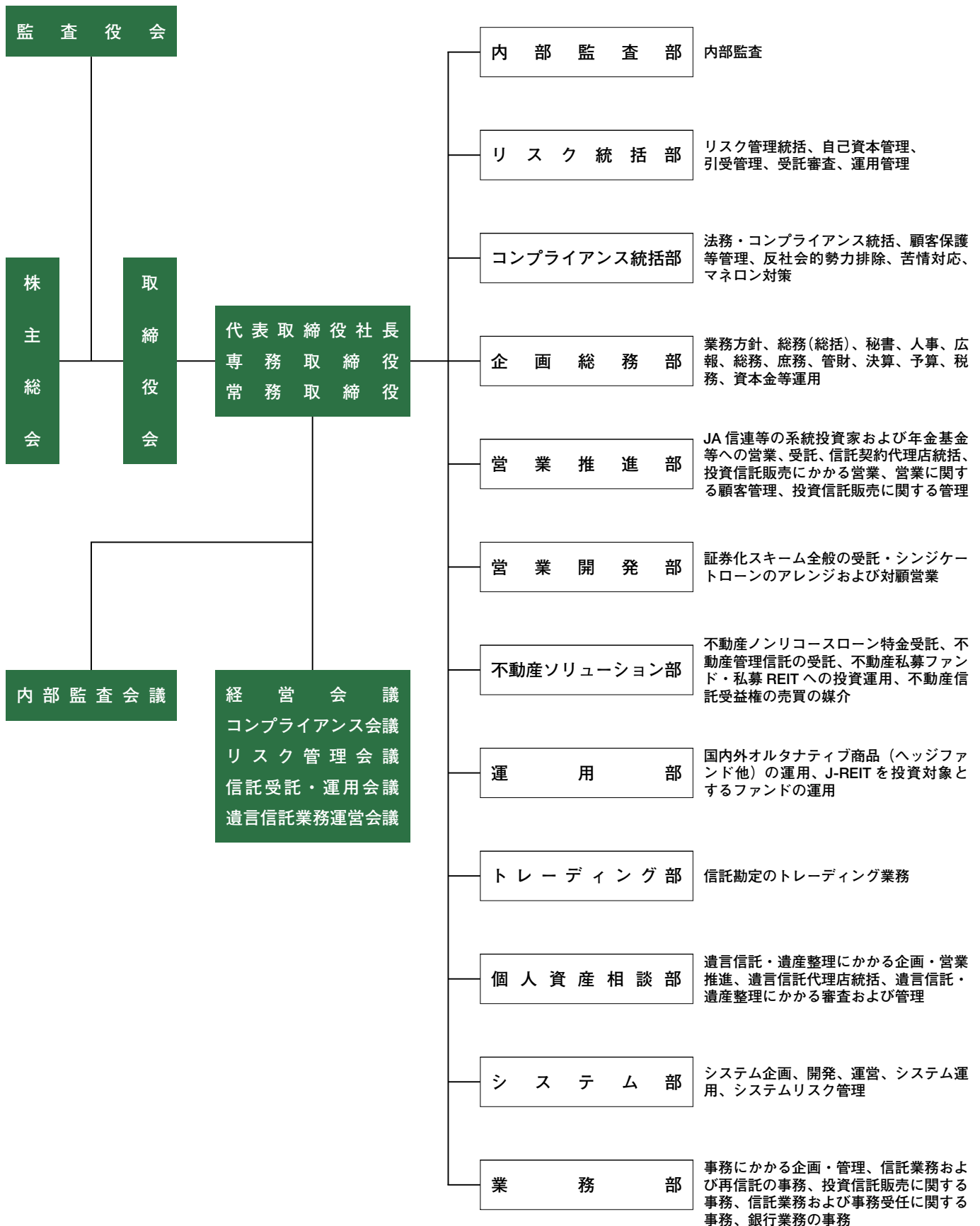
目 次

組織図	1	信託業務の状況	
業績ハイライト	2	信託財産残高表	9
業績の概要		金銭信託の信託期間別の元本残高	9
事業の概況	3	自己資本の充実の状況（単体・国内基準）	
対処すべき課題	3	自己資本比率等の状況	10 ～ 11
主要な経営指標の推移	3	信用リスクに関する事項	11 ～ 12
財務諸表		信用リスク削減手法に関する事項	13
中間貸借対照表	4	派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の	
中間損益計算書	4	リスクに関する事項	13
中間株主資本等変動計算書	5	証券化エクスポージャーに関する事項	13
注記表	6	銀行勘定における出資等または株式等エクスポー	
財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効		ジャーに関する事項	13
性についての確認	6	みなし計算を適用するエクスポージャーに関する事項	14
主要な業務の状況		金利リスクに関する事項	14
業務粗利益等	7	中小企業の経営の改善および地域の活性化のための	
資金運用・調達勘定の平均残高等	7	取組みの状況	15
受取利息・支払利息の増減	7	当社が契約している指定紛争解決機関	15
利益率	7	関連法人等の状況	16
営業経費の内訳	8	索引（法定開示項目一覧）	16 ～ 17
有価証券の状況			
有価証券の種類別残高	8		
有価証券の種類別・残存期間別残高	8		
有価証券の時価等情報	9		
金銭の信託の時価等情報	9		



組織図

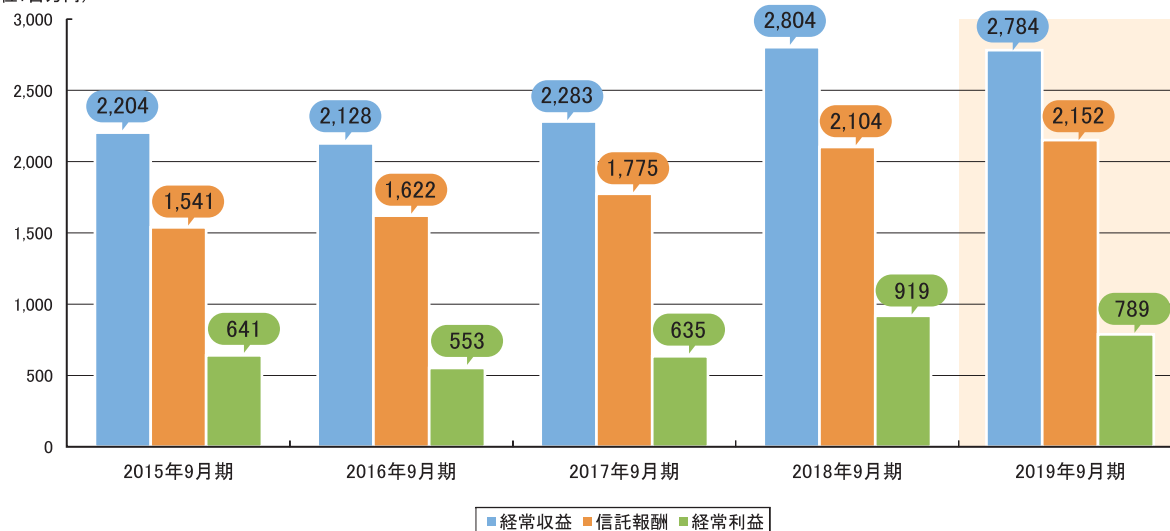
(2020年1月6日現在)



業績ハイライト

経常収益(うち信託報酬)・経常利益

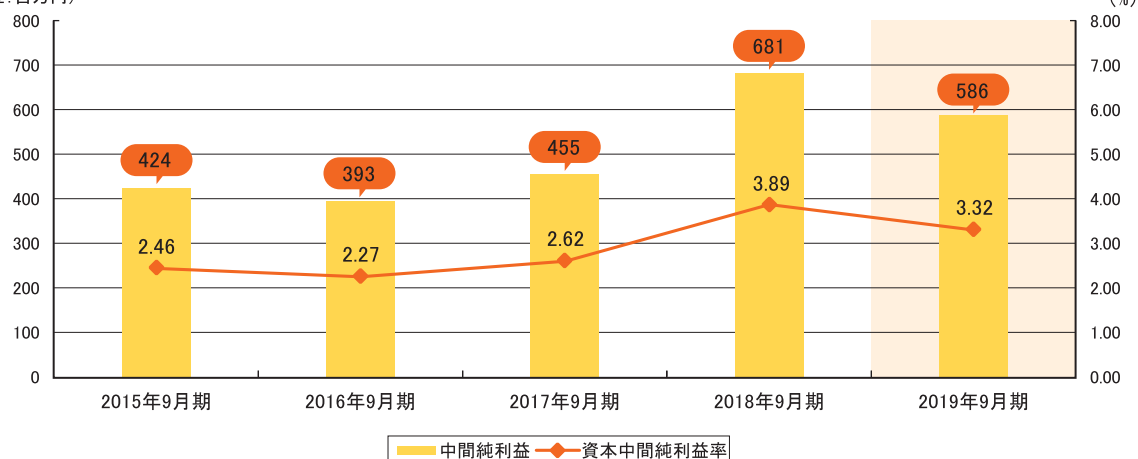
(単位:百万円)



中間純利益および資本中間純利益率

(単位:百万円)

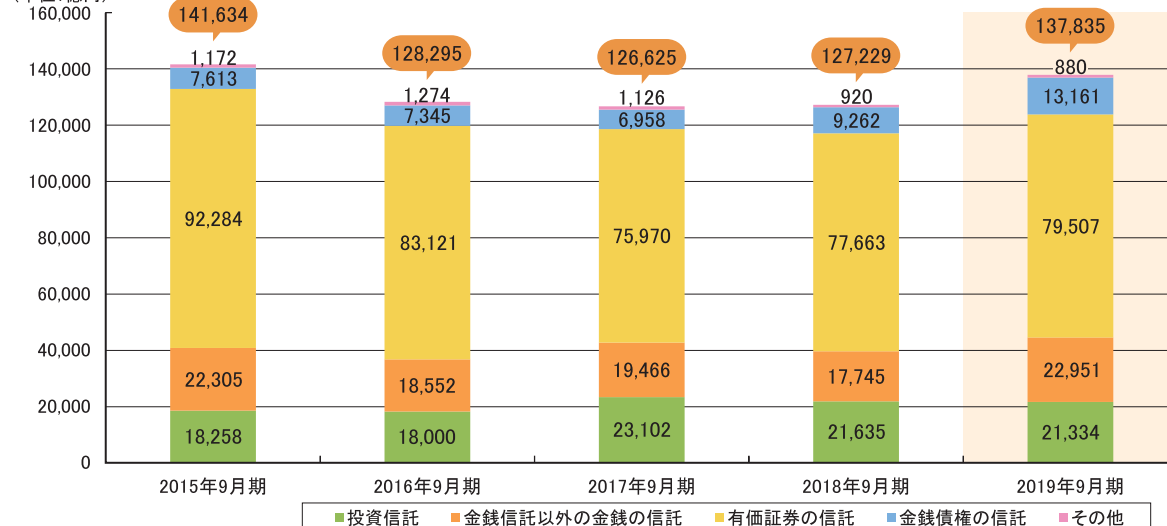
(%)



(注) 資本中間純利益率＝中間純利益／純資産勘定平均残高×100×365/183

信託財産

(単位:億円)



業績の概要

事業の概況

当社は2019年度～2023年度の5年間にかかる中期経営計画を策定し、「チャレンジと変革」をテーマに、5年後に目指す姿として「JAグループの信託銀行として、お客様のニーズに適切に対応するとともに当社の収益力強化も図られていること」を設定しております。

そのためのビジネス上の事業戦略として「農林中央金庫が機関投資家として長年培ってきたオルタナティブ分野の運用ノウハウ等を活用したお客さまのニーズに見合った各種商品の組成・提供」「シンジケートローンや不動産紹介ビジネスなどお客様のニーズに応えたソリューションの提供」「金庫・JAグループ一体となった遺言信託から派生する総合ビジネスの展開」の3点を掲げ、よりお客様の声に耳を傾けながら、更に付加価値・専門性の高い商品・サービスを提供出来るよう挑戦していくこととしております。

また、信託財産の運用を支える業務プロセスの改善・効率化やシステム改良に取り組むとともに、ガバナンス強化や時宜を捉えた組織体制見直しも図っております。

これら方針に沿った施策を展開することにより、JAグループの信託銀行としてお客様のニーズに適切に対応して

おります。

こうした取組みの結果、当中間期の業容・業績は次のとおりとなりました。

信託財産につきましては、当中間期末残高は前年同期末比1兆606億円増の13兆7,835億円となりました。このうち、有価証券の信託は同1,843億円増の7兆9,507億円、金銭信託以外の金銭の信託は同5,205億円増の2兆2,951億円、投資信託は同301億円減の2兆1,334億円、金銭債権の信託は同3,898億円増の1兆3,161億円、年金信託は同13億円減の276億円となりました。

損益の状況につきましては、信託報酬は前年同期比48百万円増の2,152百万円、役務収益は前年同期比42百万円減の331百万円となり、経常収益は同20百万円減の2,784百万円となりました。一方、経常費用は同110百万円増の1,994百万円となり、経常利益は同130百万円減の789百万円、中間純利益は同95百万円減の586百万円となりました。

2019年9月末現在、遺言信託代理店については98のJA・信農連、信託契約代理店については、13の信農連が参加しています。

対処すべき課題

当社が信託銀行としての競争力を強化し着実な成長を遂げるためには、お客様のニーズを的確に把握し、付加価値ある信託機能等を発揮するとともに、環境変化に柔軟かつ機動的に対応した業務展開を進めることが必要であると認識しております。

相続・遺言関連業務については、農林中央金庫・系統との連携を強化し、組合員顧客との長期的な信頼関係維持を見据えた業務態勢整備を進めてまいります。また、森林再生、自然ふれあい教育振興、郷土芸能振興、福祉支援等を目的とした公益信託を通じて系統のCSR活動を支援してまいります。

さらに、信託銀行としての社会的責任と公共的使命を果たすべく、お客様本位の業務運営を行うとともに、信託法、金融商品取引法等をはじめとする関連諸法令・サイバー攻撃等システムシステムリスクへの対応、マネーロンダリング防止などの社会規範を的確に踏まえたコンプライアンス態勢・内部管理態勢の一層の高度化を図ってまいります。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2018年3月期	2019年3月期
経常収益	2,283	2,804	2,784	4,712	5,449
経常利益	635	919	789	1,229	1,612
中間(当期)純利益	455	681	586	859	1,158
資本金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(発行済株式総数)	400千株	400千株	400千株	400千株	400千株
純資産額	35,431	35,812	35,955	35,825	36,303
総資産額	50,427	51,532	50,835	50,534	49,893
預金残高	—	—	—	—	—
貸出金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	22,454	27,530	25,242	25,242	25,750
単体自己資本比率(国内基準)	170.34%	184.55%	167.50%	184.76%	166.98%
配当性向	—	—	—	79.94%	79.92%
従業員数	133人	138人	143人	132人	141人
信託報酬	1,775	2,104	2,152	3,715	4,281
信託財産額	12,662,513	12,722,938	13,783,547	12,035,118	12,444,779
信託勘定貸出金残高	372,519	348,215	315,613	330,701	329,050
信託勘定有価証券残高	152,135	122,315	104,314	132,596	109,574

(注) 剰余金処分として2018年3月期にあたっては687百万円、2019年3月期にあたっては926百万円の配当を行っております。

財務諸表

中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2018 年 9 月期	2019 年 9 月期	科 目	2018 年 9 月期	2019 年 9 月期
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け 金	20,749	22,242	信 託 勘 定 借	14,609	13,739
金 銭 の 信 託	1	1	そ の 他 負 債	593	560
有 価 証 券	27,530	25,242	未 払 法 人 税 等	261	226
そ の 他 資 産	1,583	1,791	そ の 他 の 負 債	331	333
そ の 他 の 資 産	1,583	1,791	賞 与 引 当 金	183	186
有 形 固 定 資 産	166	93	退 職 給 付 引 当 金	278	324
無 形 固 定 資 産	1,272	1,210	役員退職慰労引当金	55	69
繰 延 税 金 資 産	229	254	負 債 の 部 合 計	15,720	14,880
			(純 資 産 の 部)		
			資 本 金	20,000	20,000
			利 益 剰 余 金	15,803	15,940
			利益準備金	877	1,062
			その他利益剰余金	14,926	14,878
			繰越利益剰余金	14,926	14,878
			株 主 資 本 合 計	35,803	35,940
			その他有価証券評価差額金	8	14
			評価・換算差額等合計	8	14
			純 資 産 の 部 合 計	35,812	35,955
資 産 の 部 合 計	51,532	50,835	負債及び純資産の部合計	51,532	50,835

中間損益計算書

(単位：百万円)

	2018 年 9 月期	2019 年 9 月期
経 常 収 益	2,804	2,784
信 託 報 酬	2,104	2,152
資 金 運 用 収 益	324	299
(うち有価証券利息配当金)	(319)	(293)
役 務 取 引 等 収 益	374	331
そ の 他 経 常 収 益	0	0
経 常 費 用	1,884	1,994
資 金 調 達 費 用	0	0
役 務 取 引 等 費 用	145	152
営 業 経 費	1,738	1,841
そ の 他 経 常 費 用	-	-
経 常 利 益	919	789
特 別 損 失	0	-
税 引 前 中 間 純 利 益	919	789
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	253	213
法 人 税 等 調 整 額	△ 15	△ 10
法 人 税 等 合 計	237	203
中 間 純 利 益	681	586



中間株主資本等変動計算書

2019 年 9 月期

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	20,000	877	15,403	16,280	36,280	22	22	36,303
当中間期変動額								
剰余金の配当		185	△ 1,111	△ 926	△ 926			△ 926
中 間 純 利 益			586	586	586			586
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						△ 7	△ 7	△ 7
当中間期変動額合計		185	△ 525	△ 339	△ 339	△ 7	△ 7	△ 347
当中間期末残高	20,000	1,062	14,878	15,940	35,940	14	14	35,955

2018 年 9 月期

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	20,000	740	15,069	15,809	35,809	16	16	35,825
当中間期変動額								
剰余金の配当		137	△ 824	△ 687	△ 687			△ 687
中 間 純 利 益			681	681	681			681
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						△ 8	△ 8	△ 8
当中間期変動額合計		137	△ 142	△ 5	△ 5	△ 8	△ 8	△ 13
当中間期末残高	20,000	877	14,926	15,803	35,803	8	8	35,812

(2019 年 9 月期)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、1998 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2 年～15 年 その他 3 年～15 年
- (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
3. 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における要支給額に相当する額を計上しております。
- (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む。以下同じ）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 240 百万円
2. 日本銀行当座預金決済にかかる当座借越取引の担保として、有価証券 16,717 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金 134 百万円が含まれております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 619 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数
発行済株式				
普通株式	400	—	—	400
合計	400	—	—	400

2. 配当に関する事項

当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2019 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	926 百万円	2,315 円	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 25 日

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2019 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	22,242	22,242	—
(2) 金銭の信託	1	1	—
(3) 有価証券	20,821	20,821	—
その他有価証券	20,821	20,821	—
資 産 計	43,065	43,065	—
(1) 信託勘定債	13,739	13,739	—
負 債 計	13,739	13,739	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金預け金
これらはすべて満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 金銭の信託
信託財産を構成している銀行勘定貸は、すべて満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) 有価証券
債券・投資信託は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。株式については、すべて時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式であるため時価開示の対象としておりません。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、9 ページ「有価証券の時価等情報－2019 年 9 月期」に記載しております。

負 債

- (1) 信託勘定債
信託勘定債については、信託勘定の余裕金または未運用元本を銀行勘定經由で運用を行う場合の勘定であり、約定期間の定めはなく、中間決算日において返済を行う場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。
- (注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
関連法人等株式	
非上場株式（＊）	240
その他有価証券	
非上場株式（＊）	4,180
合 計	4,420

(＊) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

有価証券関係については 9 ページ「有価証券の時価等情報－2019 年 9 月期」のとおりであります。

(金銭の信託関係)

金銭の信託関係については 9 ページ「金銭の信託の時価等情報－2019 年 9 月期」のとおりであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

賞与引当金	57 百万円
退職給付引当金	99
未払事業税	28
減価償却損金算入限度超過額	42
役員退職慰労引当金	21
その他	11
繰延税金資産合計	260

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	6
繰延税金負債合計	6
繰延税金資産の純額	254 百万円

(持分法損益等)

関連会社に対する投資の金額	240 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	623 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	68 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	89,889 円 46 銭
1 株当たりの中間純利益金額	1,465 円 19 銭

財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性についての確認

私は、当社の 2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの第 25 期中間事業年度にかかる財務諸表について、すべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。なお、内部監査部署にて、内部管理態勢の適切性と有効性の検証・評価を定期的の実施し、重要な事項は取締役会等へ報告する体制により、財務諸表の適正性の確保を図っております。

2020 年 1 月 23 日 代表取締役社長 東山 克之

主要な業務の状況

業務粗利益等

(単位：百万円)

項 目	2018 年 9 月期			2019 年 9 月期		
	全社計	国内業務	国際業務	全社計	国内業務	国際業務
信託報酬	2,104	2,104	—	2,152	2,152	—
資金運用収支	324	324	—	299	299	—
資金運用収益	324	324	—	299	299	—
資金調達費用	0	0	—	0	0	—
役務取引等収支	228	229	△ 0	178	172	6
役務取引等収益	374	374	—	331	325	6
役務取引等費用	145	145	0	152	152	0
その他業務収支	—	—	—	—	—	—
その他業務収益	—	—	—	—	—	—
その他業務費用	—	—	—	—	—	—
業務粗利益	2,657	2,658	△ 0	2,630	2,624	6
業務粗利益率	11.61%	11.61%	—	11.67%	11.65%	—
業務純益	931	931	△ 0	802	795	6
実質業務純益	931	931	△ 0	802	795	6
コア業務純益	931	931	△ 0	802	795	6
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	931	931	△ 0	790	784	6

(注) 業務粗利益率 = (業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高) × 100 × 365 ÷ 183

資金運用・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

項 目	2018 年 9 月期			2019 年 9 月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	45,648	324	1.41%	44,935	299	1.32%
国内業務	45,648	324	1.41%	44,935	299	1.32%
国際業務	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	13,662	0	0.00%	12,685	0	0.00%
国内業務	13,662	0	0.00%	12,685	0	0.00%
国際業務	—	—	—	—	—	—
資金運用収支・資金粗利鞘		324	1.41%		299	1.32%
国内業務		324	1.41%		299	1.32%
国際業務		—	—		—	—

(注) 貸出金の取扱残高はありません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

項 目	2018 年 9 月期			2019 年 9 月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	45	115	161	△ 1	△ 23	△ 25
国内業務	45	115	161	△ 1	△ 23	△ 25
国際業務	—	—	—	—	—	—
支払利息	△ 0	0	△ 0	△ 0	0	△ 0
国内業務	△ 0	0	△ 0	△ 0	0	△ 0
国際業務	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 受取利息および支払利息については、一部について業務別に増減を相殺しているため、国内業務と国際業務の合計額が合計欄と一致しない場合があります。

利益率

(単位：%)

項 目	2018 年 9 月期	2019 年 9 月期
総資産経常利益率	3.69	3.22
資本経常利益率	5.25	4.48
総資産中間純利益率	2.74	2.39
資本中間純利益率	3.89	3.32

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = 経常(中間純)利益 ÷ 総資産平均残高 × 100 × 365 ÷ 183
2. 資本経常(中間純)利益率 = 経常(中間純)利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100 × 365 ÷ 183

営業経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	2018 年 9 月期	2019 年 9 月期
給 料 ・ 手 当	759	797
役 員 退 職 慰 労 金	12	12
退 職 給 付 費 用	54	51
福 利 厚 生 費	99	103
減 価 償 却 費	260	249
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	79	79
営 繕 費	4	2
消 耗 品 費	11	44
給 水 光 熱 費	1	1
旅 費	54	46
通 信 費	14	14
広 告 宣 伝 費	0	0
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	15	16
租 税 公 課	93	99
そ の 他	277	320
合 計	1,738	1,841

有価証券の状況

有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

種 類	2018 年 9 月期		2019 年 9 月期	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	9,019	8,999	2,003	4,316
国 内 業 務	9,019	8,999	2,003	4,316
国 際 業 務	—	—	—	—
地 方 債	10,994	9,920	15,813	14,548
国 内 業 務	10,994	9,920	15,813	14,548
国 際 業 務	—	—	—	—
社 債	2,996	2,999	3,004	3,000
国 内 業 務	2,996	2,999	3,004	3,000
国 際 業 務	—	—	—	—
株 式	4,420	4,420	4,420	4,420
国 内 業 務	4,420	4,420	4,420	4,420
国 際 業 務	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	99	98	—	52
国 内 業 務	99	98	—	52
国 際 業 務	—	—	—	—
合 計	27,530	26,438	25,242	26,337
国 内 業 務	27,530	26,438	25,242	26,337
国 際 業 務	—	—	—	—

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	2018 年 9 月期					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定めのないもの	合計
債 券	7,012	15,997	—	—	—	23,010
国 債	7,012	2,006	—	—	—	9,019
地 方 債	—	10,994	—	—	—	10,994
社 債	—	2,996	—	—	—	2,996
株 式	—	—	—	—	4,420	4,420
そ の 他 の 証 券	—	99	—	—	—	99
合 計	7,012	16,097	—	—	4,420	27,530

(単位：百万円)

種 類	2019 年 9 月期					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定めのないもの	合計
債 券	2,003	18,818	—	—	—	20,821
国 債	2,003	—	—	—	—	2,003
地 方 債	—	15,813	—	—	—	15,813
社 債	—	3,004	—	—	—	3,004
株 式	—	—	—	—	4,420	4,420
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
合 計	2,003	18,818	—	—	4,420	25,242



有価証券の時価等情報

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	2018 年 9 月 期					2019 年 9 月 期				
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額			取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額		
				うち益	うち損				うち益	うち損
債 券	23,000	23,010	10	19	9	20,800	20,821	21	22	0
国 債	8,999	9,019	19	19	－	1,999	2,003	3	3	－
地 方 債	11,000	10,994	△ 5	－	5	15,800	15,813	13	13	0
社 債	3,000	2,996	△ 3	－	3	3,000	3,004	4	4	－
そ の 他 の 証 券	98	99	1	1	－	－	－	－	－	－
合 計	23,098	23,110	11	21	9	20,800	20,821	21	22	0

時価評価されていない有価証券の内容および中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	2018 年 9 月 期	2019 年 9 月 期
関 連 法 人 等 株 式 非 上 場 株 式	240	240
そ の 他 有 価 証 券 非 上 場 株 式	4,180	4,180

金銭の信託の時価等情報

(単位：百万円)

種 類	2018 年 9 月 期					2019 年 9 月 期				
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額			取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額		
				うち益	うち損				うち益	うち損
その他の金銭の信託	1	1	－	－	－	1	1	－	－	－

信託業務の状況

信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	2018 年 9 月 期	2019 年 9 月 期	負 債	2018 年 9 月 期	2019 年 9 月 期
貸 出 金	348,215	315,613	指 定 金 銭 信 託	538	533
有 価 証 券	122,315	104,314	特 定 金 銭 信 託	17,545	14,907
信 託 受 益 権	3,243,131	3,729,150	年 金 信 託	29,031	27,648
受 託 有 価 証 券	5,359,946	5,271,367	投 資 信 託	2,163,593	2,133,454
金 銭 債 権	894,298	1,283,828	金銭信託以外の金銭の信託	1,774,588	2,295,113
有 形 固 定 資 産	43,940	43,940	有 価 証 券 の 信 託	7,766,392	7,950,753
そ の 他 債 権	956	775	金 銭 債 権 の 信 託	926,290	1,316,179
銀 行 勘 定 貸	14,609	13,739	土地及びその定着物の信託	44,958	44,958
現 金 預 け 金	2,695,523	3,020,817			
資 産 合 計	12,722,938	13,783,547	負 債 合 計	12,722,938	13,783,547

信託財産残高表注記（2019 年 9 月期）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 3,501,422 百万円を含んでおります。
- 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

金銭信託の信託期間別の元本残高

(単位：百万円)

	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 5 年未満	5 年以上	その他	合計
2018 年 9 月 期	17,235	－	195	715	－	18,145
2019 年 9 月 期	14,838	－	22	888	－	15,748

◇金銭信託にかかる貸出金、財産形成給付信託、貸付信託の取扱残高はありません。

自己資本の充実の状況（単体・国内基準）

自己資本比率等の状況

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

	2018 年 9 月期		2019 年 9 月期	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	35,803		35,940	
うち、資本金及び資本剰余金の額	20,000		20,000	
うち、利益剰余金の額	15,803		15,940	
うち、自己株式の額（△）	—		—	
うち、社外流出予定額（△）	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—		—	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—		—	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	35,803		35,940	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,018	254	1,210	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,018	254	1,210	
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (B)	1,018		1,210	
自己資本				
自己資本の額 (A) - (B) (C)	34,785		34,730	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	10,239		11,370	
資産（オン・バランス）項目	10,239		11,370	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,245		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 1,500		—	
うち、上記以外に該当するものの額	254		—	
オフ・バランス項目	—		—	
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	8,608		9,362	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	18,848		20,733	
自己資本比率				
自己資本比率（国内基準）= (C) / (D) × 100	184.55%		167.50%	
コア資本に係る基礎項目比率（国内基準）= (A) / (D) × 100	189.95%		173.34%	
単体総所要自己資本額 = (D) × 4 %	753		829	



- (注) 1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）」に基づき算出しております。
2. 当社は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては粗利益配分手法を採用しております。
3. マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しております。

(2) 自己資本の充実度

所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2018年9月期		2019年9月期	
	エクスポージャーの期末残高	所要自己資本額	エクスポージャーの期末残高	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	50,472	409	49,603	454
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	27,078	－	21,771	－
外国の中央政府・中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	11,001	－	15,801	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機関向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,890	55	6,901	55
法人等向け	348	13	344	13
中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
3ヶ月以上延滞等	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－
出資等	4,485	313	4,420	371
証券化（オリジネーターの場合）	－	－	－	－
証券化（オリジネーター以外の場合）	－	－	－	－
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
上記以外	667	26	365	14
オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）		344		374
合 計	50,472	753	49,603	829

- (注) 1. 所要自己資本額＝信用リスク・アセットの額×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）、オフバランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、固定資産等が含まれます。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳

a 地域別

(単位：百万円)

	2018年9月期				2019年9月期			
	債券	現金預け金	その他	合計	債券	現金預け金	その他	合計
国 内	23,000	20,750	6,722	50,472	20,800	22,243	6,553	49,596
国 外	－	－	－	－	－	－	6	6
合 計	23,000	20,750	6,722	50,472	20,800	22,243	6,560	49,603

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高は、証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。
2. 期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離はしていません。

b 業種別

(単位：百万円)

			2018年9月期				2019年9月期			
			債券	現金預け金	その他	合計	債券	現金預け金	その他	合計
法人	製造業	食料、パルプ・紙、化学	-	-	0	0	-	-	-	-
		その他製造業	-	-	19	19	-	-	19	19
		小計	-	-	19	19	-	-	19	19
	非製造業	農業・林業・水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
		建設業	-	-	-	-	-	-	-	-
		電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	19	19	-	-	15	15
		情報通信業・運輸業	-	-	67	67	-	-	73	73
		卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-
		各種サービス業	-	-	7	7	-	-	10	10
		金融・保険業	3,000	2,708	5,730	11,438	3,000	2,502	5,868	11,371
		その他非製造業等	20,000	18,041	876	38,918	17,800	19,741	571	38,113
		小計	23,000	20,750	6,702	50,452	20,800	22,243	6,540	49,584
	個人		-	-	-	-	-	-	-	-
	合計		23,000	20,750	6,722	50,472	20,800	22,243	6,560	49,603

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高は、証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。

2. その他非製造業等には、中央政府、地方公共団体等を含みます。

c 残存期間別

(単位：百万円)

		2018年9月期				2019年9月期			
		債券	現金預け金	その他	合計	債券	現金預け金	その他	合計
1	年以内	7,000	20,750	1,448	29,198	1,999	22,243	1,656	25,899
1	年超3年以内	1,999	-	68	2,067	6,600	-	-	6,600
3	年超5年以内	14,000	-	-	14,000	12,200	-	-	12,200
5	年超7年以内	-	-	-	-	-	-	-	-
7	年超10年以内	-	-	-	-	-	-	-	-
10	年超	-	-	-	-	-	-	-	-
期限の定めのないもの		-	-	5,205	5,205	-	-	4,903	4,903
合計		23,000	20,750	6,722	50,472	20,800	22,243	6,560	49,603

(注) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高は、証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。

(2) 3ヶ月以上延滞エクスポージャーまたはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高

該当事項はありません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

該当事項はありません。

(4) 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

該当事項はありません。



(5) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	2018 年 9 月期		2019 年 9 月期	
		うち外部格付を 参照するもの		うち外部格付を 参照するもの
0%	38,080	—	37,572	—
10%	0	—	0	—
20%	6,887	3,000	6,900	3,000
35%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
75%	—	—	—	—
100%	2,196	—	1,890	—
150%	—	—	—	—
200%	3,000	—	—	—
250%	240	—	3,240	—
1250%	—	—	—	—
上記以外	68	—	—	—
合 計	50,472	3,000	49,603	3,000

- (注) 1. 証券化エクスポージャーに該当するものを除きます。
 2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置後のリスク・ウェイトによって集計しております。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。
 3. 「上記以外」には、ルックスルー方式により信用リスク・アセットを計測するファンド等の資産が含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

現在、当社において該当する取引はありません。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

現在、当社において該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

現在、当社において該当する取引はありません。

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2018 年 9 月期		2019 年 9 月期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	—	—	—	—
上記以外の株式等エクスポージャー	4,420		4,420	

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却にかかる損益の額

該当事項はありません。

(3) 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

みなし計算を適用するエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	2018 年 9 月期	2019 年 9 月期
	エクスポージャーの額	エクスポージャーの額
ルック・スルー方式	68	－
マ ン デ ー ト 方 式	－	－
蓋 然 性 方 式	－	－
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式	－	－
計	68	－

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（債券等）が、金利の変動により価値が変動し損失を被るリスク等を指します。

当社の銀行勘定における資金運用は、現状、国債・地方債中心のポートフォリオ構成となっております。資金運用の基本的な方針等については、フロント部門の発議により経営層で構成する経営会議で協議され、運用状況についてはミドル部門が、市場リスク管理要綱に基づきモニタリングを行っています。モニタリング結果については、四半期ごとに経営層で構成するリスク管理会議に報告されます。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクの算出および管理については、国債等債券を対象に、市場金利が上下方向に 100 bp（1%）変動した時に受ける金利リスク量の計測およびヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 240 日、信頼区間 99.5%、観測期間 750 営業日）に基づく VaR の計測により実施しております。

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		△ EVE		△ NII	
		2018 年 9 月期	2019 年 9 月期	2018 年 9 月期	2019 年 9 月期
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト		760		
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト		0		
3	ス テ ィ ー プ 化		129		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値		760		
		2018 年 9 月期		2019 年 9 月期	
8	自 己 資 本 の 額			34,730	

「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

「金利リスクに関する事項」については、平成 26 年金融庁告示第 7 号の改正（平成 31 年 3 月 31 日施行）に基づき、2019 年 3 月期から金利リスクの定義と計測手法を変更しており、開示初年度となることから当中間期末分のみを開示しております。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況

中小企業者等からの貸出等の相談・申込みに対しては、信託銀行として受益者の意向も踏まえつつ誠実かつ丁寧に対応することとしております。

また、地域の活性化のための取組みとして公益信託による社会貢献があります。公益信託とは、お客様が公益（公共の利益）を目的として財産を信託し、信託銀行等がその財産を管理運用して公益目的を実現するものです。公益信託の目的には、自然環境保全、文化財の保護、教育、社会福祉事業、慈善活動などがありますが、信託銀行はこれらの公益信託の受託を通じて、社会に貢献しております。

当社では、1998年11月に「JA長野信連50周年記念 自然ふれあい教育振興基金」を受託して以来、「JAバンク新潟県信連創立50周年記念ホームヘルパー支援基金」「JA・静岡県信連 民俗芸能振興基金」「JA・岐阜県信連 民俗文化財振興基金」など、地域の教育・福祉・文化財保護などを支援することを目的として、各地域のJAグループの皆様方から様々な公益信託を受託しています。

なかでも2005年3月に農林中央金庫から受託した森林再生基金（通称：FRONT 80）にかかる公益信託は、荒廃した国内の森林を再生する事業や活動に対して助成することを目的とした、他に例のないユニークなものです。2014年5月には、荒廃した民有林の再生や森林の多面的機能の持続的な発揮を目的として、農林中央金庫が「FRONT 80」の後継基金として創設した「公益信託 農林中金森林再生基金（通称：農中森力（もりぢから）基金）」を受託いたしました。本基金では、森林施業の今日的課題の一つである「施業集約化」や「搬出間伐等」の取組みを更に加速化させるため、荒廃林の再生事業の中でも、特に地域の模範となり高い波及効果が見込まれる事業や、先進性のある事業に重点的に助成を実施し、地域の中核を担う林業事業体（非営利の法人）の事業実施態勢整備のサポートを行っていきます。

農林中央金庫グループならではのこの取組みにより、国土の保全や水源の涵養などの機能を持ち、また農林水産業の持続的な発展にも欠かすことのできない森林資源の保全に、少しでもお役に立つことができるよう努めてまいります。

（参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/csr/>）

当社が契約している指定紛争解決機関

2010年10月1日より金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）が導入され、金融機関との間に苦情・紛争処理を必要とする事案が発生し、その解決がなかなか進まない場合の解決手段のひとつとして、同制度をご利用いただけるようになりました。当社は金融ADR制度に基づき設置された下記の「指定紛争解決機関」に加盟しております。

当社が契約している指定紛争解決機関

根拠とする法令	銀行法	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会	一般社団法人 信託協会
連絡先	全国銀行協会相談室 0570-017109 03-5252-3772	信託相談所 0120-817-335 03-6206-3988

当社が取り扱う投資一任業務や投資助言業務などの登録金融機関業務につきましては、現在のところ金融ADR制度上の「指定紛争解決機関」は設置されておられません。しかし、その代替措置として、一般社団法人 全国銀行協会、もしくは下記のとおり、当社が加入する日本証券業協会および一般社団法人 日本投資顧問業協会から委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用いただくこともできます。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
相談窓口の名称	証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 0120-64-5005 （FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

（参照 URL <http://www.nochutb.co.jp/consult/index.html>）

関連法人等の状況

(2020年1月6日現在)

名称	主たる営業所または 事務所の所在地・電話	事業の内容	設立年月日	資本金（百万円） 議決権の所有割合（％）
農林中金バリューインベ ストメンツ株式会社	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目 2番3号 03-3580-2050	国内外株式に かかる投資運 用業務	2014年10月2日	444 27.75

＜事業の概況＞

農林中金バリューインベストメンツ株式会社は、農中信託銀行社内における投資助言業務を行う部署（企業投資部）から独立して、2014年10月2日に農林中央金庫および農中信託銀行の出資により、設立されました。設立の目的は、より高度で良質な投資助言業務を提供することで、農林中央金庫グループの一員として金融仲介機能を発揮するとともに、価値に基づく資本配分を通じた経世済民の実現を目指すものです。

索引（法定開示項目一覧）

開示に関する項目（銀行法施行規則第十九条の二）

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 経営の組織	1
ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項	
（１）氏名	表紙裏
（２）各株主の持株数	表紙裏
（３）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	表紙裏
ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名	－
ニ 会計参与の氏名又は名称	－
ホ 会計監査人の氏名又は名称	表紙裏
ヘ 営業所の名称及び所在地	表紙裏
ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する事項	－
チ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する事項	－
二 銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む）	－
三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
イ 直近の中間事業年度における事業の概況	3
ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度における主要な業務の状況を 示す指標	
（１）経常収益	3
（２）経常利益又は経常損失	3
（３）中間純利益若しくは中間純損失	3
（４）資本金及び発行済株式の総数	3
（５）純資産額	3
（６）総資産額	3
（７）預金残高	3
（８）貸出金残高	3
（９）有価証券残高	3
（１０）単体自己資本比率	3
（１１）配当性向	3
（１２）従業員数	3
（１３）信託報酬	3
（１４）信託勘定貸出金残高	3
（１５）信託勘定有価証券残高	3
（１６）信託財産額	3
ハ 直近の二中間事業年度における業務の状況を示す指標 主要な業務の状況を示す指標	
（１）業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア 業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	7
（２）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収 支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	7
（３）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘 定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金 利ざや	7
（４）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及 び支払利息の増減	7
（５）総資産経常利益率及び資本経常利益率	7
（６）総資産中間純利益率及び資本中間純利益率	7

預金に関する指標

- 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、
定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 該当なし
- 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ご
との定期預金の残存期間別の残高 該当なし

貸出金等に関する指標

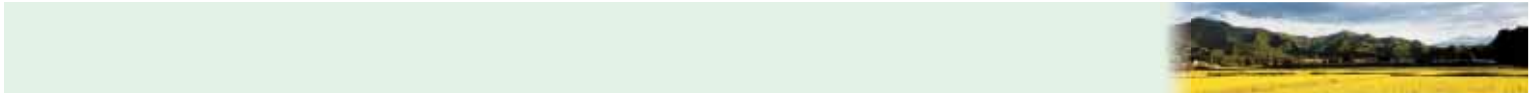
- 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、
証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 該当なし
- 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の
残高 該当なし
- 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び
信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額 該当なし
- 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金
残高 該当なし
- 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 該当なし
- 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める
割合 該当なし
- 特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高 該当なし
- 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期
末値及び期中平均値 該当なし

有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府
保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均
残高 該当なし
- 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、
外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残
存期間別の残高 8
- 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種
類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及
び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高 8
- 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期
末値及び期中平均値 該当なし

信託業務に関する指標

- 信託財産残高表（注記事項を含む。） 9
- 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以
下「金銭信託等」という。）の受託残高 9
- 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託
された信託を含む。）の種類別の受託残高 該当なし
- 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 9
- 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運
用残高 該当なし
- 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及
び割引手形の区分をいう。）の残高 該当なし
- 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 該当なし
- 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び
信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 該当なし
- 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信
託等に係る貸出金残高 該当なし



(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	該当なし
四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	－
ロ 法令遵守の体制	－
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	15
ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	15
(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置および紛争解決措置の内容	15
五 銀行の直近の二中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書	4～5
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	該当なし
(2) 延滞債権に該当する貸出金	該当なし
(3) 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	該当なし
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	該当なし
ハ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	10～11
ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項	該当なし
ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	9
(2) 金銭の信託	9
(3) 第十三条の三第一項第五号イからホまでに掲げる取引	該当なし
ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	該当なし
チ 貸出金償却の額	該当なし
リ 法第二十条第一項の規定により作成した書面について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	－
ヌ 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
ル 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし
六 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	－
七 中間事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続すると的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当なし

資産の査定に関する事項

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則）
対象となる債権その他の資産はありません。

索引（法定開示項目一覧）

開示に関する項目（銀行法施行規則第十九条の三）

一 銀行及びその子会社等の概況		二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項	
イ 銀行の概況及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	3, 16	イ 直近の中間事業年度における事業の概況	3, 16
ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項		ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	該当なし
(1) 名称	16	三 直近の二中間連結会計年度における財産の状況に関する事項	該当なし
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	16	四 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	－
(3) 資本金又は出資金	16	五 中間事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当なし
(4) 事業の内容	16		
(5) 設立年月日	16		
(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の割合	16		
(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権に占める割合	該当なし		

索引（自己資本の充実の状況に関する法定開示項目一覧）

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニに基づく平成二十六年金融庁告示第七号第十条第三項および第四項）

1 自己資本の構成に関する事項	10	3 定量的な開示事項	
2 定性的な開示事項		一 自己資本の充実度に関する事項	11
一 自己資本調達手段の概要	－	二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項	11～13
二 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	－	三 信用リスク削減手法に関する事項	13
三 信用リスクに関する事項	－	四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	13
四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	－	五 証券化エクスポージャーに関する事項	13
五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	－	六 マーケット・リスクに関する事項	該当なし
六 証券化エクスポージャーに関する事項	－	七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	13
七 マーケット・リスクに関する事項	－	八 リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	該当なし
八 オペレーショナル・リスクに関する事項	－	九 金利リスクに関する事項	14
九 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	－		
十 銀行勘定における金利リスクに関する事項	－		

